

# 申告書

(宛先) 港区みなと保健所長

施設所在地

施設名称

住所

氏名

(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者氏名)

申請者及び申請者の役員は、旅館業法第3条第2項各号に該当していません。

年 月 日

商号または名称  
及び代表者の氏名

## 旅館業法第3条第2項に示す申請者の欠格事由

- 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※法人の場合は役員のうち代表取締役、常務取締役、専務取締役の他、業務を行う役員を必要とします。